Ｋ００６－３　鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）
　１　長径３センチメートル未満　1,280点
　２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点
　３　長径６センチメートル以上　4,160点
Ｋ００６－４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
　１　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
　２　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
　３　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
　４　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
Ｋ００７　皮膚悪性腫瘍切除術
　１　広汎切除　28,210点
　２　単純切除　11,000点
　注　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫に係るものに限る。）を併せて行った場合には、悪性黒色腫センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｋ００７－２　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術　10,000点
Ｋ００８　腋臭症手術
　１　皮弁法　5,730点
　２　皮膚有毛部切除術　3,000点
　３　その他のもの　1,660点
（形成）
Ｋ００９　皮膚剥削術
　１　25平方センチメートル未満　1,490点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　4,370点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,060点
　４　200平方センチメートル以上　13,640点
Ｋ０１０　瘢痕拘縮形成手術
　１　顔面　12,660点
　２　その他　8,060点
Ｋ０１１　顔面神経麻痺形成手術
　１　静的なもの　19,110点
　２　動的なもの　64,350点
Ｋ０１２　削除
Ｋ０１３　分層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　3,520点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
　４　200平方センチメートル以上　25,820点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｋ０１３－２　全層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　10,000点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
　４　200平方センチメートル以上　40,290点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｋ０１４　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
　注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
　２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
Ｋ０１４－２　皮膚移植術（死体）
　１　200平方センチメートル未満　6,750点
　２　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　9,000点
　３　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　13,490点
　４　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　32,920点
　５　3,000平方センチメートル以上　37,610点
Ｋ０１５　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
　１　25平方センチメートル未満　3,760点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　11,440点
　３　100平方センチメートル以上　22,310点
Ｋ０１６　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　41,120点
Ｋ０１７　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
　１　乳房再建術の場合　84,050点
　２　その他の場合　92,460点
Ｋ０１８　削除
Ｋ０１９　複合組織移植術　17,490点
Ｋ０２０　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　127,310点
Ｋ０２１　粘膜移植術
　１　４平方センチメートル未満　6,510点
　２　４平方センチメートル以上　7,080点
Ｋ０２１－２　粘膜弁手術
　１　４平方センチメートル未満　11,600点
　２　４平方センチメートル以上　12,260点
Ｋ０２２　組織拡張器による再建手術（一連につき）
　１　乳房（再建手術）の場合　18,460点
　２　その他の場合　18,460点
Ｋ０２２－２　象皮病根治手術
　１　大腿　27,380点
　２　下腿　21,010点
第２款　筋骨格系・四肢・体幹
区分
（筋膜、筋、腱、腱鞘）
Ｋ０２３　筋膜切離術、筋膜切開術　840点
Ｋ０２４　筋切離術　3,080点
Ｋ０２５　股関節内転筋切離術　4,410点
Ｋ０２６　股関節筋群解離術　12,140点
Ｋ０２６－２　股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）　16,700点
　注　変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ０２７　筋炎手術
　１　腸腰筋、殿筋、大腿筋　2,060点
　２　その他の筋　1,210点
Ｋ０２８　腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。）　2,050点
Ｋ０２９　筋肉内異物摘出術　2,840点